

様式第4号（第11条関係）

基 建 第 7 9 4 号

令和8年7月22日

第13区 区長 中島 隆生 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

令和8年6月26日付けで提案のあった「第13区通学路（通称へび道）の安全対策について」につきましては、フェンスの傾きについては修繕を行います。また将来的には、当該へび道が通学路として安全に利用できるようにするため、道路整備工事について検討いたします。

2 取扱いの理由

当該通学路（へび道）につきましては、従前より地域の生活道路として認識されており、令和8年7月8日に実施された通学路点検においても、現状について改善が必要であるとの判断したため。